

【概要】茨木市開発指導要綱施行基準の一部改正（令和2年5月1日実施）

■主な改正内容

- ・ごみ集積施設について、第1及び第2を削除し「茨木市ごみ集積施設設置基準」に基づき整備等を行うこととします。（第20）
- ・集会所等について、第2第4項及び第5項内の「集会室内」を「集会所等の室内」に改めます。（第22）
- ・消防水利施設担当課を警備課から予防課に改めます。（第26及び第27）

■実施時期等

- ・令和2年5月1日実施

(問い合わせ先)

茨木市

都市整備部 審査指導課 指導係

直通電話 072(620)1661

FAX 072(620)1730

mail:shinsashido@city.ibaraki.lg.jp